

福岡県公報

平成22年4月14日
第3098号

目次

告示(第686号-第696号)

土地改良事業計画の変更の同意	(農村整備課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
公有水面埋立ての免許	(水産振興課)	3
土地改良事業の同意	(農村整備課)	4
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	4
公共測量の実施	(県土整備総務課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
公 告			
競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	5
一般競争入札の実施	(行政経営企画課)	6
意見募集の結果の公示	(職業能力開発課)	10
教育委員会			
技能教育のための施設の指定の解除	(教育庁高校教育課)	10
技能教育のための施設の指定	(教育庁高校教育課)	10
選挙管理委員会			
福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録	(市町村支援課)	10

公安委員会

少年指導委員の委嘱	(警察本部少年課)	11
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	13

雑 報

福岡北九州高速道路公社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその 付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法	(高速道路対策室)	15
--	-----------	-------	----

再 掲

副知事の担当区分	(人 事 課)	16
----------	---------	-------	----

告 示

福岡県告示第686号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業の計画の変更に同意したので、同条第5項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

市町村名	事 業 名	同 意 年 月 日
宗像市	農業用ため池整備事業 (馬場地区)	平成22年3月30日

福岡県告示第687号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
八女郡広川町大字日吉字熊添520番2及び520番61から520番110まで並びに字石ヶ谷522番11及び522番13

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

八女郡広川町大字吉常296 - 7

田中不動産 代表 田中 義輝

福岡県告示第688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	久 留 米 柳 川 線	前	柳川市金納12番3先から 同市金納545番2先まで	7.0 ~ 15.0	148.0
			後	同上	9.8 ~ 15.0	148.0
			後	同上	8.0 ~ 12.5	160.0

福岡県告示第689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	湯 辺 田 瀬 高 線	前	みやま市瀬高町小田1325番2先から 同市瀬高町小田234番6先まで	4.3 ~ 13.0	1,006.0
			後	同上	6.8 ~ 16.1	1,006.0

福岡県告示第690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年4月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	湯 辺 田 瀬 高 線	みやま市瀬高町小田1325番2先から 同市瀬高町小田1114番先まで

福岡県告示第691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年4月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	豊 津 椎 田 線	京都郡みやこ町豊津91番1先から 同郡同町豊津92番2先まで

福岡県告示第692号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

1 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

(1) 免許を受けた者

宗像市

福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

(2) 代表者

宗像市長 谷井 博美

福岡県宗像市東郷1丁目1番1号

2 埋立区域

(1) 位置

福岡県宗像市神湊487番56, 487番2, 487番29, 487番27, 487番38及び487番31の地先公有水面

(2) 区域

次の 地点から 地点までを結ぶ平成10年8月11日付10玄産第701号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L+1.90mにより決定）、 地点から 地点までを結ぶ平成21年の春分の満潮位（D.L+1.90m）における公有水面と陸地との境界線、 地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と 地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 福岡県宗像市神湊字勝島の国土地理院勝島三等三角点（北緯33度51分34秒17、東経130度28分26秒30）から132度56分20秒、1,330.839mの地点

- の地点 地点から255度29分51秒、20.09mの地点
- の地点 地点から248度17分21秒、30.34mの地点
- の地点 地点から303度14分59秒、28.75mの地点
- の地点 地点から168度06分38秒、63.58mの地点
- の地点 地点から257度52分00秒、2.28mの地点
- の地点 地点から170度14分29秒、13.61mの地点
- の地点 地点から86度33分37秒、5.60mの地点
- の地点 地点から352度53分40秒、1.09mの地点
- の地点 地点から76度09分36秒、8.78mの地点
- の地点 地点から75度30分57秒、6.36mの地点
- の地点 地点から350度59分24秒、1.52mの地点
- の地点 地点から260度59分39秒、2.60mの地点
- の地点 地点から350度59分34秒、48.88mの地点
- の地点 地点から80度59分39秒、2.60mの地点
- の地点 地点から350度59分21秒、2.19mの地点
- の地点 地点から80度58分15秒、0.40mの地点
- の地点 地点から350度58分21秒、2.60mの地点
- の地点 地点から80度59分30秒、46.86mの地点
- の地点 地点から170度59分39秒、2.60mの地点
- ㉑の地点 地点から80度59分41秒、2.00mの地点

(3) 面積

1,506㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福岡県宗像市神湊487番56, 487番2, 487番29, 487番27, 487番38及び487番31の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち 地点から 地点までを順次に直線で結んだ線及び 地点と 地点を結んだ直線により囲まれた区域

の地点 福岡県宗像市神湊字勝島の国土地理院勝島三等三角点（北緯33度51分34秒17、東経130度28分26秒30）から132度09分37秒、1,325.645mの地点

の地点 の地点から248度17分22秒、58.76mの地点

の地点 の地点から302度40分33秒、29.95mの地点

の地点 の地点から240度03分01秒、14.26mの地点

の地点 の地点から167度44分25秒、80.37mの地点

の地点 の地点から138度20分28秒、3.40mの地点

の地点 の地点から86度33分58秒、5.98mの地点

の地点 の地点から86度33分37秒、5.60mの地点

の地点 の地点から352度53分40秒、1.09mの地点

の地点 の地点から76度09分36秒、8.78mの地点

の地点 の地点から75度30分57秒、6.36mの地点

の地点 の地点から80度58分40秒、60.00mの地点

(3) 面積

6,895m²

4 埋立地の用途

用途	面積
漁港施設用地	1,506m ²

5 埋立免許年月日

平成22年3月26日

福岡県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように市町村が行う土地改良事業に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	同意年月日

北九州市	農道整備事業 (弘川地区)	平成22年3月30日
------	------------------	------------

福岡県告示第694号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（水沼の里地区）	平成19年12月11日
農道整備事業（水沼の里地区）	平成20年3月28日

福岡県告示第695号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（基準点測量、水準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市戸畑区	平成22年3月18日から 平成22年3月31日まで

福岡県告示第696号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区一円	平成22年3月15日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

文書管理システム及び庶務事務システム用機器等の賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又

は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並び

に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成22年5月21日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成23年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 賃貸借契約の名称及び種類

文書管理システム及び庶務事務システム用機器等の賃貸借一式（設置、機器設定、システム及びデータ移行作業を含む）

(2) 調達物品の仕様等

入札仕様書による

(3) 履行期限

賃貸借の開始日から72か月（6年間）

(4) 納入場所

福岡県福岡市内のIDC（インターネットデータセンター）

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、平成22年5月21日（金）までに次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 福岡県総務部総務事務センター調達班（県庁行政棟1階）

〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成22年5月31日（月）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業 種 名	等級
05	02	電子通信機器	A A
13	04	調査統計	A A
13	08	サービス業種その他（リース・レンタル）	A A
13	11	サービス業種その他（その他）	A A

(2) 納入しようとする物品が入札説明書に示した要求仕様を満たすことを証明する機能証明書等を、別紙仕様書の機能証明書等作成要領に従い作成し、平成22年5月12日（水）までに、行政経営企画課文書班（県庁行政棟1階）に提出し、県から書面で確認の通知を受けている者。

なお、内容に不備又は不明な点があつて、行政経営企画課文書班から補正又は説明を求められた場合に、平成22年5月20日（木）までにその補正又は説明ができないときは、入札に参加できないものとする。

また、提出した機能証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(3) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に提供できると認められる者。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者。

(5) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成19年6月1日19総セ第4045号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者。

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部行政経営企画課文書班（県庁行政棟1階）

〒812 - 8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3029（ダイヤルイン）

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 契約書作成の要否

要（別紙様式）

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

平成22年4月14日（水）から平成22年4月28日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 交付場所

5の部局とする。

10 入札説明会の開催

(1) 日時

平成22年4月22日（木） 午前10時30分から

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟地下1階 行政4号会議室

(3) 入札説明会に参加を希望する者は、平成22年4月21日（水）午後5時00分までに文書管理システム及び庶務事務システム用機器等の賃貸借業務入札説明会参加予定者報告書（入札説明書の様式）をファクシミリで提出すること。

送付先 総務部行政経営企画課文書班 FAX番号：092 - 643 - 3033

11 入札書の提出場所、受領期限及び注意事項

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 受領期限

平成22年5月31日（月） 午後5時00分

(3) 注意事項

ア 入札に参加する者は、入札書（別紙様式）を直接又は郵送（書留郵便に限る。受領期限内必着）により、下記のとおり提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の

105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

エ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開封《文書管理システム及び庶務事務システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「何月何日開封《文書管理システム及び庶務事務システム用機器等の賃貸借》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

カ 入札者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

12 開札

(1) 日時

平成22年6月1日（火） 午前11時00分

(2) 場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟1階 福岡県総務事務センター入札室

(3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行なうものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行なう。

(4) 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつて、そのすべての同意が

得られればその場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(2) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供方法及び受領期限

平成22年5月27日(木)午後4時までに行政経営企画課文書班へ「保証金等納付書」(行政経営企画課文書班で入手すること。)を添えて納付又は提供すること。(入札説明書の「入札保証金等についてのお願い」を参照のこと。)

(3) 入札保証金の納付の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(4) 入札保証金の還付

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後還付する。

ただし、落札者には、契約保証金に充当する場合のほか、契約締結後還付する。

(5) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。

(6) 契約保証金の納付の減免

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする契約保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年間の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合。

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到着しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記載押印がなく、入札者が判明しない入札

(6) 入札保証金が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載、又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行なった者がした入札

15 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 調達手続の停止

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

17 Summary

(1) Articles and Quantity

A Lease contract of the machinery for Document Management system and General Affairs Management system

(2) Period of Lease

It is 72 months from a Lease start date which a period is reckoned

(3) Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4) Time Limit of Tender

5:00 P.M. 31 May, 2010

(5) Contact Point for Notice

Administrative Management Planning Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,
7 7, Higashikoen , Hakata ku,
Fukuoka City, 812-8577,
Japan
TEL 092 643 3029

公告

福岡県認定職業訓練認定事務取扱要領に係る審査基準の一部改正案について、平成22年2月17日から平成22年3月18日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年4月1日に公布しました。

平成22年4月14日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課技能振興係

電話：092 - 643 - 3601

メールアドレス：shokunokai@pref.fukuoka.lg.jp

教育委員会

福岡県教育委員会告示第14号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設については、設置者の変更に伴い平成22年3月31日付けでその指定を

解除したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第36条第2項の規定により次のように告示する。

平成22年4月14日

福岡県教育委員会

名 称	所 在 地
クラーク高等学院小倉校	北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号

福岡県教育委員会告示第15号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設として、平成22年4月1日付けで指定したので、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第33条の3の規定により次のように告示する。

平成22年4月14日

福岡県教育委員会

1 技能教育のための施設の名称

クラーク高等学院小倉校

（北九州市小倉北区浅野2丁目14番1号）

2 連携措置をとろうとする高等学校の名称

クラーク記念国際高等学校 普通科

（深川市納内町3丁目2番40号）

3 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
文書デザイン	文書デザイン
情報処理	情報処理

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第54号

福岡県議会議員補欠選挙（京都郡選挙区）が近く執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、

その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

平成22年4月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

- 1 登録の基準日 平成22年5月13日
 ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成22年5月23日をもって算定するものとする。
- 2 登録日 平成22年5月13日
- 3 縦覧期間 平成22年5月14日の1日間

公安委員会

福岡県公安委員会告示第106号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成22年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成22年4月14日

福岡県公安委員

氏名	連絡先	活動区域
江副裕紀	092 - 734 - 0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
杉元美智代		
紫垣亨子		
江頭克代		
永吉真治		
日野守隆		
中村 徳		
赤萩 博司		
小谷 浩司		

中川 清	092 - 412 - 0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
吉原 勝巳		
伊藤 忠		
林 廣		
乙成 勝		
堀 武志		
古賀 哲夫		
大庭 宗一		
吉井 薫		
竹添 一志	092 - 643 - 0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
栗田口 賢三		
加藤 和雄		
原 昌史	092 - 542 - 0110 南警察署（少年係）	南警察署の管轄区域
合屋 善克		
松尾 義隆		
小森 隆幸		
北浦 庸博	092 - 847 - 0110 早良警察署（少年係）	早良警察署の管轄区域
坂井 保幸		
前田 弘文		
山部 兼一		
戸川 麻里子		
小林 志信		
倉光 敏夫		
松永 義勝		
嶋田 満宣		
吉岡 直通	092 - 805 - 0110 西警察署（少年係）	西警察署の管轄区域
松尾 二三夫		
早船 達智		

平野清信	092 - 939 - 0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
貝野勝是		
安川辰己		
牟田正光		
與子田道孝	092 - 929 - 0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
徳永早巳		
利根禮子		
大武満洲男		
桑野英則		
帆足千尋		
橋本巖	0940 - 36 - 0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
和田雄治		
大堂九仁雄	0946 - 22 - 0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
上野完一		
廣渡利秀	093 - 583 - 0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
原田征四郎		
深田五男		
坂口勝海		
山下源太郎		
伊勢幸雄		
多根功		
武内正文		
池田勇		
苅北憲佳		
右近昌雄		
中村保文	093 - 923 - 0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
平野信幸		
野口義弘		

奥野泰美智	093 - 662 - 0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
竹内孝		
橋本正己		
清水弘康	093 - 645 - 0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
草賀勲		
岩本展幸		
木原光康		
黒岩義之		
大貝幸史		
山中秀夫		
水口鉄昭		
山本豊		
花田宗憲		
楽満靖夫	093 - 691 - 0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
黒川千年		
濱田孝		
向井昌弘		
三好壽創		
中山寅清	092 - 771 - 0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
犬童則幸		
杉本光洋	093 - 861 - 0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
松本剛重		
國廣末喜	093 - 321 - 0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
石本直喜		
吉田則雄		
横島勝彦		
森實幸治		

吉野 益生		
植村 正徳	0930 - 24 - 5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
渡邊 勝巳	0948 - 21 - 0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
相良 淳一		
江藤 征生		
小西 直信		
大塚 眞次		
池本 武富士		
松下 登一	0949 - 22 - 0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
的野 弘明	0947 - 42 - 0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
久多見 辰雄		
大澤 俊朗		
梶原 孝文		
小野 秀雄		
井上 領平		
平田 俊成	0942 - 38 - 0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
森光 徹		
荒巻 栄一		
鶴田 敏之		
村上 豊美		
村田 利光		
矢野 彰		
梅野 忠	0943 - 22 - 5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
米倉 達雄		
馬場 忍	0944 - 43 - 0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
山田 良治		
川口 治彦		

谷口 勇	0944 - 43 - 0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
森田 幸子		
齊藤 繁		
山本 美智子		
中島 一実		

福岡県公安委員会告示第108号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成22年4月14日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 空港保安警備業務1級
- (2) 空港保安警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年7月15日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年7月14日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 空港保安警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合におけ

る応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 乗客等の接遇に関すること。
- (エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (オ) 空港に関すること。
- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成22年6月21日（月）から同年6月23日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
- (イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
- (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）
- (エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当

該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内に住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したもの

に限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

ア 空港保安警備業務1級 16,000円

イ 空港保安警備業務2級 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第1号

福岡北九州高速道路公社（以下「公社」という。）は、公社の高速道路の料金に係る徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「法」という。）第24条第3項の規定に基づき以下のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公告する。

「福岡北九州高速道路公社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法」（平成18年10月2日付け福岡北九州高速道路公社公告第7号）は廃止する。

平成22年4月14日

福岡北九州高速道路公社
理事長 渡 口 潔

(適用)

第1条 公社が法第24条第1項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両(以下「通行車両」という。)は、この通行方法に従って公社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

(定義)

第2条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条に定めるところによる。

(料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法)

第3条 料金の収受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所(停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所)で停止しなければならない。

二 通行車両は、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法)

第4条 料金の収受を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に料金収受機等が料金の収受を行うことができる程度に当該料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二 通行車両は、料金の収受後に開閉棒等の開閉又は表示に従って通行しなければならない。

(通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法)

第5条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に料金収受機等が通行券の交付を行うことができる程度に当該料

金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の開閉又は表示に従って通行しなければならない。

(ETC専用施設における通行方法)

第6条 ETC専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、ETC通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。

二 ETC通行車以外の通行車両は、ETC施設を通過してはならない。

(ETC・一般共通有人施設における通行方法)

第7条 ETC・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 ETC通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。

二 ETC通行車以外の通行車両は、第3条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(ETC・一般共通機械式施設における通行方法)

第8条 ETC・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 ETC通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。

二 ETC通行車以外の通行車両は、第5条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

第9条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。

再 掲

福岡県公告式条例(昭和25年福岡県条例第46号)第3条において準用する同条第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第931号の2

副知事の担当区分を次のように定め、この告示の日から施行する。

副知事の担当区分（平成21年12月福岡県告示第1981号）は、廃止する。

平成22年4月2日

福岡県知事 麻 生 渡

1 副知事山崎建典の担当する事項

(1) 知事部局のうち、秘書室、総務部の行政経営企画課、人事課、財政課、税務課及び県民情報広報課、保健医療介護部、福祉労働部、県土整備部並びに建築都市部に関する事項

(2) 企業局に関する事項

(3) 公安委員会に関する事項

(4) 収用委員会に関する事項

2 副知事海老井悦子の担当する事項

(1) 知事部局のうち、総務部私学学事振興局、新社会推進部及び環境部に関する事項

(2) 教育委員会に関する事項

(3) 人事委員会に関する事項

(4) 監査委員に関する事項

(5) 労働委員会に関する事項

3 副知事牛尾長生の担当する事項

(1) 知事部局のうち、総務部の財産活用課、消防防災課、総務事務センター及びシステム管理課、企画・地域振興部、商工部、農林水産部並びに会計管理局に関する事項

(2) 選挙管理委員会に関する事項

(3) 海区漁業調整委員会に関する事項

(4) 内水面漁場管理委員会に関する事項

4 知事が特に指定する事項については、第1号、第2号及び第3号の定めにかかわらず、別に担当を定めることがあるものとする。

5 第1号から第3号までに定める事項以外の事項については、その都度知事が定める。